

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2015-149952

(P2015-149952A)

(43) 公開日 平成27年8月24日(2015.8.24)

(51) Int.Cl. F 1 テーマコード (参考)
 A O 1 K 85/16 (2006.01) A O 1 K 85/00 F 2 B 3 0 7

審査請求 未請求 請求項の数 4 O L (全 9 頁)

(21) 出願番号 特願2014-27898 (P2014-27898)
 (22) 出願日 平成26年2月17日 (2014.2.17)

(71) 出願人 595015214
 メガバス株式会社
 静岡県浜松市東区西ヶ崎町1590番地の
 1
 (74) 代理人 100090273
 弁理士 園分 孝悦
 (72) 発明者 伊東 浩一
 静岡県浜松市東区西ヶ崎町1590番地の
 1 メガバス株式会社内
 Fターム(参考) 2B307 BA42 BA46 BA70

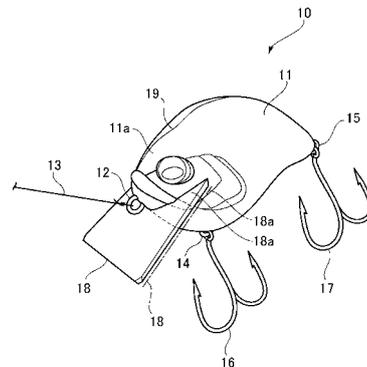
(54) 【発明の名称】 釣り用ルアー

(57) 【要約】

【課題】 魚に対して優れたアピール効果を発揮する釣り用ルアーを提供する。

【解決手段】 ルアー10は、小魚を模した外觀形状となるように形成されたルアーボディ11の先端部付近に、適度に前下がり傾斜するリップ18を付設してなる。ルアーボディ11のヘッド部11aが上面視で、先細の薄いエッジ状に形成される。

【選択図】 図1



【特許請求の範囲】

【請求項 1】

小魚を模した外觀形状となるように形成されたルアーボディの先端部付近に、適度に前下がり傾斜するリップを付設してなる釣り用ルアーであって、

前記ルアーボディのヘッド部が上面視で、先細の薄いエッジ状に形成されたことを特徴とする釣り用ルアー。

【請求項 2】

前記ルアーボディのヘッド部の上面に凹部が形成されたことを特徴とする請求項 1 に記載の釣り用ルアー。

【請求項 3】

前記ルアーボディに結合する前記リップの基部は、該リップの先端部から直線状に連続するように形成され、そのまま前記ルアーボディに結合することを特徴とする請求項 1 又は 2 に記載の釣り用ルアー。

【請求項 4】

前記ルアーボディに結合する前記リップの基部は、その両側が上方に適度にしゃくり上げるように形成されたことを特徴とする請求項 1 又は 2 に記載の釣り用ルアー。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は釣り用ルアー、特にルアーボディの先端部付近にリップを有するクランクベイトルアーに関するものである。

【背景技術】

【0002】

ルアー釣りにおいて、対象魚の種類等に応じて様々な形態や工夫が施されたルアーが考案されている。例えば、所謂フィッシュイーターと呼ばれる主に小魚を常食餌とする大型の対象魚の場合、小魚に似せた形態のルアーが使用される。対象魚を誘い、つまり対象魚に対して強くアピールする集魚効果を得るために、ルアーの形や色彩等につき工夫がなされている。

【0003】

この種のルアーにおける対象魚に対するアピール効果は形態ばかりでなく、ルアーが水中での遊泳中にとるルアーアクションもまた重要なポイントになる。例えば特に、ルアーボディの先端部付近に付設したリップ（潜水板）を備えたルアーにあっては、遊泳中に該リップによって水流抵抗を受けることでルアーアクションをとりながら、遊泳軌跡を描くようにしている。例えば特許文献 1 に記載のルアーは、ルアー本体から突出した板状構造を有するリップを有している。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0004】

【特許文献 1】特開 2004 - 57203 号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0005】

ところで、クランクベイトルアーでは一般に、直線軌道に沿ってルアーを遊泳させて魚を誘うが、直線軌道であるため 1 回のキャストにより魚に対してアピール可能な範囲が狭い。魚に対して幅広くアピールするにはキャスト回数が多くならざるを得ない。また、直線軌道に沿ったルアーの遊泳軌跡は単純なものとなり、例えば居座りの魚に対してルアーが迫って来る様子や、逃げて行く様子とその魚にとって分かり易く、アピール効果に影響する。

【0006】

本発明はかかる実情に鑑み、魚に対して優れたアピール効果を発揮する釣り用ルアーを

10

20

30

40

50

提供することを目的とする。

【課題を解決するための手段】

【0007】

本発明の釣り用ルアーは、小魚を模した外觀形状となるように形成されたルアーボディの先端部付近に、適度に前下がり傾斜するリップを付設してなる釣り用ルアーであって、前記ルアーボディのヘッド部が上面視で、先細の薄いエッジ状に形成されたことを特徴とする。

【0008】

また、本発明の釣り用ルアーにおいて、前記ルアーボディのヘッド部の上面に凹部が形成されたことを特徴とする。

10

【0009】

また、本発明の釣り用ルアーにおいて、前記ルアーボディに結合する前記リップの基部は、該リップの先端部から直線状に連続するように形成され、そのまま前記ルアーボディに結合することを特徴とする。

【0010】

また、本発明の釣り用ルアーにおいて、前記ルアーボディに結合する前記リップの基部は、その両側が上方に適度にしゃくり上げるように形成されたことを特徴とする。

【発明の効果】

【0011】

本発明によれば、S字状の遊泳軌道に沿ったルアーアクションにより横方向への振れ幅があるため、1回のキャストで幅広く魚にアピールすることができる。つまり線で誘うのではなく、S字で形成される面で魚を誘うことができ、狙うポイントでのキャストの回数を減らせるため、魚に飽きさせないので高い釣果を期待できる。

20

【図面の簡単な説明】

【0012】

【図1】本発明の実施形態に係る釣り用ルアーの斜視図である。

【図2A】本発明の実施形態に係る釣り用ルアーの正面図である。

【図2B】本発明の実施形態に係る釣り用ルアーの上面図である。

【図3A】本発明の実施形態に係る釣り用ルアーにおけるヘッド部まわりを示す上面図である。

30

【図3B】本発明の実施形態に係る釣り用ルアーにおけるヘッド部による作用を示す上面図である。

【図4】本発明の実施形態に係る釣り用ルアーの遊泳軌道の例を示す平面図である。

【図5A】一般的な釣り用ルアーにおけるヘッド部まわりを示す上面図である。

【図5B】一般的な釣り用ルアーにおけるヘッド部による作用を示す斜視図である。

【図6】一般的な釣り用ルアーの遊泳軌道の例を示す平面図である。

【図7】本発明の実施形態に係る釣り用ルアーの側面図である。

【図8】本発明の実施形態に係る釣り用ルアーにおいてウォブリング動作を説明するための側面図及び上面図である。

【図9】本発明の実施形態に係る釣り用ルアーにおいてローリング動作を説明するための上面図及び正面図である。

40

【図10】一般的な釣り用ルアーにおけるリップ基部の結合構造を示す斜視図である。

【発明を実施するための形態】

【0013】

以下、本発明による釣り用ルアーの好適な実施の形態について、添付図面に基づいて詳細に説明する。

図1は、この実施形態における釣り用ルアー10の例を示している。図1において、11はルアーボディであり、このルアーボディ11は合成樹脂等の材料により小魚に似せた外觀形状となるように形成されている。この場合、ルアーボディ11の長手方向（前後方向）に沿って二分した左右2つのボディハーフを相互に当接させることで一体化し、中空

50

構造を有する。

【0014】

また、12はルアーボディ11の先端部に設けた系環であり、この系環12に釣系もしくはライン13が結び付けられる。更に、14及び15はそれぞれフックハンガであり、これらにフロントフック（釣針）16及びリヤフック17が係着する。なお、必要に応じて、ルアーボディ11の内部に通常、金属製のバランスウェイトが内蔵される。このバランスウェイトとして、ルアーボディ11の所定部位に固定されるもの、あるいはルアーボディ11の長手方向に沿って移動可能なもの等、単数あるいは複数個含んでよい。

【0015】

更に、18はルアーボディ11の先端部付近に付設したリップ（潜水板）である。このリップ18は薄い板状に形成され、ルアーボディ11に対して適度に下方に傾斜（典型的には前下がり）するように設けられる。図2Aに示されるようにリップ18は、先端側が長い底辺となる台形状に形成される。これによりライン13を引くことでルアー10は潜行姿勢をとることができる。

10

【0016】

本発明のルアー10において特に、図2Bに示すようにルアーボディ11のヘッド部11aが上面視で、先細の薄い（幅狭の）エッジ状に形成され、図示例のようにV字状を呈する。図3Aの一点鎖線のようにヘッド部11aはエッジが効いて尖っているため、水流を受けて頭部を左右いずれかに振ったとき例えば図3Bの矢印Aのように左右一方側（ルアーボディ11の左側）のみで水流を受ける。この一方側とは反対側（ルアー10から見て左側）を向き難くなり、即ち図3Bの点線矢印Bのような首振りをし難くなり、ルアー10が右方を指向するように流れていく。エッジの立った形状とすることで、図3Bのように進行方向から受ける水を掴み易くなり、船の舵を切った場合と同様に左右いずれかに向きを変えて遊泳する。

20

【0017】

図4は、ルアー10の遊泳軌道の例を示す平面図である。水中のルアー10に対してライン13を引くと、ルアー10は左右いずれかを指向して遊泳する（図4のイ）の状態）。ルアー10はライン13によって引っ張られながら進行するため、ある程度斜め方向に進むと（図4のロ）の状態）、ライン13からルアー10に対して指向方向とは反対横向き力が作用する。この反対横向き力によりルアー10は、それまでとは向きを変えて遊泳する（図4のハ）の状態）。更に、このように向きを変えてある程度斜め方向に進むと（図4のニ）の状態）、上記とは逆方向の横向き力が作用し、再び向きを変える（図4のホ）の状態）。以下同様の動作を繰り返される。

30

【0018】

このような動作で得られるルアー10の遊泳軌道としては、図4の太線矢印Cのように大きなS字状となり、即ちルアー10はスラローム状のルアーアクションを行う。ルアー10のスラローム状のルアーアクション時、遊泳軌道全体として見るとS字状のスラローム型となるが、その間小刻みに左右に振動するようなアクションをする。

【0019】

ここで、一般的なルアーにおけるルアーボディのヘッド部まわりの形状は、例えば図5Aを参照して、ルアー100のルアーボディ101のヘッド部101aは上面視で、図5の一点鎖線のようにR（アール）状に湾曲形成されている。このようにヘッド部101aが丸まっていると、水流を受けて頭部を左右いずれかに振ったとき例えば図5Bの矢印Aと反対側の矢印Aのような水流も受ける。つまりルアーボディ101の左右両側で水流を受けるために反対側を向き易くなり、即ち図5Bの点線矢印Bのような首振りをし易くなり、結果的に図6の太線矢印Dのようにルアー100の遊泳軌道としては直線状となる。丸まったヘッド部位形状を持つルアー100にあっては、進行方向から受ける水を受け流し易くなり、本発明のように指向性を持たずにブルブルとアクションするとき簡単に向きを変え、基本的には本発明のようなスラローム状のルアーアクションを行わない。

40

【0020】

50

更に、図7に示すようにルアー10のヘッド部11aの上面(額部乃至頭部付近)に凹部19が形成される。この凹部19は眼部のやや後斜め上方に位置し、ルアー10の遊泳開始時に図7の矢印Eのように進行方向前方から後斜め上方に流れる水を受ける。このような水流によりルアーボディ11は凹部19付近にて矢印Fのように上方から下方へ押し付けられ、上方への動きが抑制されることで左右いずれかの側に傾き易くなる。

【0021】

前述のようにライン13のリトリブによりルアー10はスラローム状のルアーアクションを行うが、ルアー10の泳ぎ出しの際、凹部19で水を受けることで遊泳軌道を左右に逸らし易くする。ルアー10におけるスラローム状のルアーアクションを起こさせるために効果的に作用する。

10

【0022】

また、ルアー10のスラローム状のルアーアクションにはウォブリング動作が密接に関係し、即ちスラロームアクションをするクランクベイトルアーにはウォブリングが前提となる。ここで、図8に示したようにウォブリングではルアーボディ11を上下方向に通る軸(ウォブリング軸Xとする)のまわりに矢印Gのように動作する。前述したルアーボディ11のヘッド部11aにおけるエッジ状の形状や凹部19による作用効果は、ルアーボディ11の正面から積極的に水を受けるウォブリング動作により初めて有効に機能する。

【0023】

この場合、ローリング動作では水を受け流してしまい、スラローム状のルアーアクションの阻害要因となる。なお、図9に示したようにローリングではルアーボディ11を前後方向に通る軸(ローリング軸Yとする)のまわりに矢印Hのように動作する。このようなローリング動作は、そのままではヘッド部11aにおけるエッジ状の形状や凹部19で得られる効果を有効に発揮させることができない。

20

【0024】

そこで、本発明のルアー10では更に、ルアーボディ11に結合するリップ18の基部18aは、該リップ18の先端部から直線状に連続するように形成され、そのままルアーボディ11に結合する(図1参照)。即ち、ルアーボディ11とリップ18の結合部分は、ルアーボディ11に対して平坦なリップ18を差し込んだだけの結合構造が好適である。リップ18の基部18aをこのように構成することで、リップ18で受けた水をリップ18の根元で受け流し難くし、これによりウォブリング動作を起こすことでスラロームアクションを確実に誘導することができる。

30

【0025】

図10に示すように例えばルアー100の場合で説明する。図10の一点鎖線形状で示すように、ルアーボディ101に対してリップ102の基部102aを曲げて結合すると、この曲げ部分で水を逃がしてしまいローリング動作となる。もはやローリング動作ではスラロームアクションを誘導することが実質的に困難となる。

【0026】

上記のように構成された本発明の釣り用ルアー10において、次にその作用効果等について説明する。キャストされたルアー10は着水後、ライン13を引くことでリップ18が水流抵抗を受けて、前傾姿勢をとって潜行する。その場合、ライン13の引き加減等を調節することで、ルアーボディ11が所望のルアーアクションをとるように制御することができる。

40

【0027】

上述したように一般的なルアー100では直線状の遊泳軌道に沿って魚を誘うが、本発明のルアー10では特にS字状の遊泳軌道に沿ったルアーアクションにより横方向への振れ幅があるため、1回のキャストで幅広く魚にアピールすることができる。つまり線で誘うのではなく、S字で形成される面で魚を誘うことができ、狙うポイントでのキャストの回数を減らせるため、魚に飽きさせないので高い釣果を期待できる。

【0028】

また、S字状の遊泳軌道によればルアー10の後方から迫ってきた魚の目線から、見え

50

たり見えなかつたりして見え隠れするアクションとなり、魚が反射的に食い付き易くさせる。この点でも釣果を期待できる。更に、居座りの魚に対して直線状の遊泳軌道の場合では、ルアーが魚に迫って来る様子や、逃げて行く様子が分かり易く、視覚的刺激に乏しく釣果を期待し難い。本発明のルアー 10 では S 字状の遊泳軌道であるため、魚の前に急にルアーが現われ、あるいは居なくなるという視覚効果が得られる。

【0029】

また、本発明のルアー 10 ではこれを見つけた魚が追いかけて始めるときに、左右へ逃げ惑うアクションとなるので、よりフィッシャーの狩猟本能を掻き立てる。

また、S 字状の遊泳軌道を描きながら遊泳する際にルアーボディ 11 をやや傾けながら遊泳軌道を左右に変えるので、ルアー 10 に施された色彩の明滅効果は、直線状に誘うルアーに比べて格段に大きい。

【0030】

なお、本発明の好適な実施形態を説明したが、本発明は上述した実施形態にのみ限定されるものではなく、必要に応じて適宜変更等が可能である。

リップ 18 の形状として台形状の例を説明したが、図示例の他にその台形の角部にアールを付け、あるいは台形に限らずその他の形状も可能である。

また、図 7 に点線で示すようにリップ 18 の基部 18 a はその両側を上方に適度にしゃくり上げるように形成し、この基部 18 a で水を後斜め上方に流れるようにし、ルアーボディ 11 を上方から下方へ押し付ける効果を得ることも可能である。

【符号の説明】

【0031】

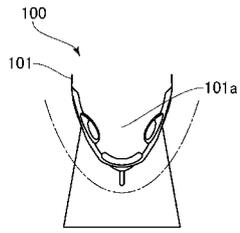
- 10 ルアー
- 11 ルアーボディ
- 12 系環
- 13 ライン
- 14 , 15 フックハンガ
- 16 フロントフック
- 17 リヤフック
- 18 リップ
- 19 凹部

10

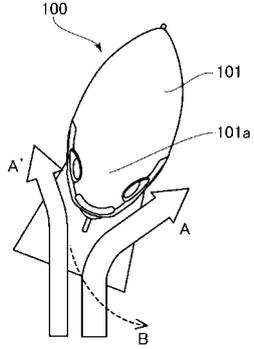
20

30

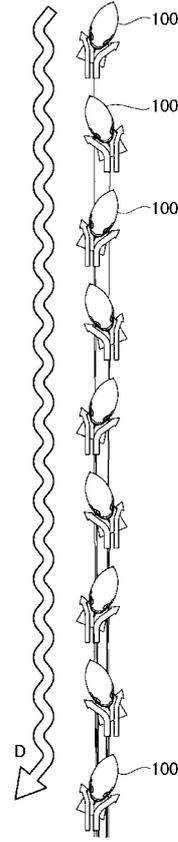
【 図 5 A 】



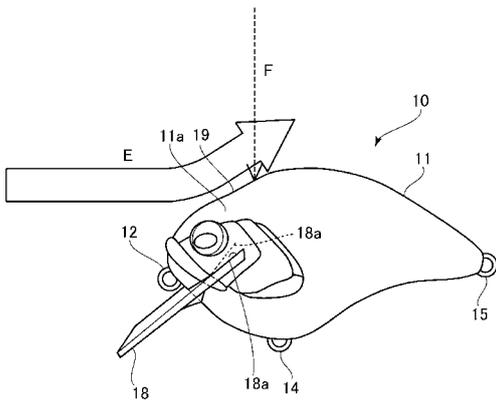
【 図 5 B 】



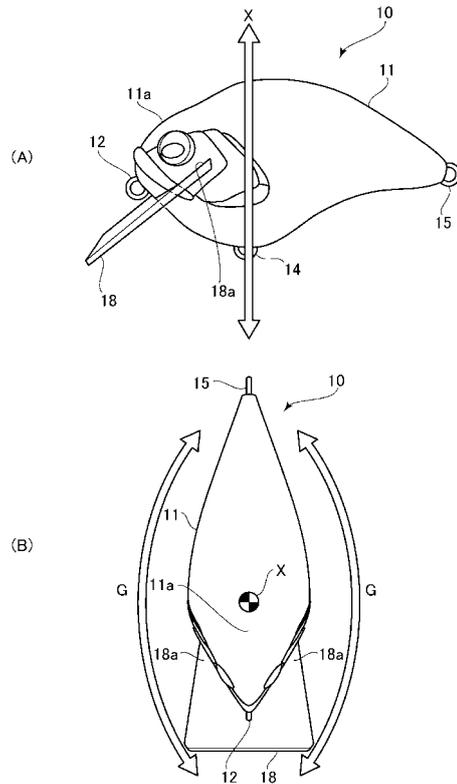
【 図 6 】



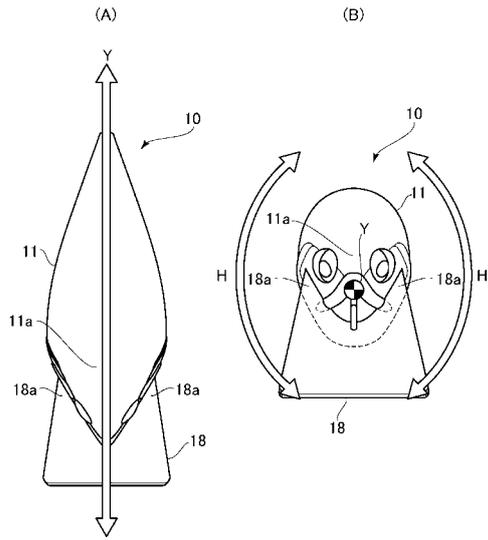
【 図 7 】



【 図 8 】



【 図 9 】



【 図 10 】

